

## 第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

施策  
通し番号



1	<b>自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり</b>	
1	快適生活をサポートする道路管理	14
2	居住地域の環境整備	15
3	公共交通網の利便性向上	16
4	情報通信基盤の整備	17
2	<b>憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり</b>	
1	緑の居住空間整備	18
2	水辺や山麓に憩いの場の整備	19
3	居住の安定を図る公営住宅整備	20
3	<b>心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり</b>	
1	高齢者福祉の充実	21
2	障害福祉の充実	22
3	地域で支える介護予防活動の推進	23
4	生活支援体制の推進	24
5	子育て支援事業の推進	25
4	<b>元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり</b>	
1	健康づくりの推進	26
2	介護予防で、はつらつ80推進事業	27
3	高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立	28
4	医療関係機関との連携	29
5	<b>防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり</b>	
1	防災対策	30
2	防犯対策	31
3	交通安全対策	32
4	人権意識の高揚	33
5	男女共同参画体制の推進	34

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり

1 快適生活をサポートする道路管理

2 居住地域の環境整備

3 公共交通網の利便性向上

4 情報通信基盤の整備

めざす方向(施策の目的)

安全で余裕のある生活行動ができる道路交通機能の形成を図る。

■ これまでの取り組み

市街地、公共施設周辺地域での安全施設、消雪パイプ等の設置を進めてきた。

■ 現状

初期の消雪施設等の老朽化により、井戸の揚水量不足、施設の機能修繕が多くなっている。既存の歩道等交通安全施設は進む高齢化社会の中、バリアフリー化が多く望まれている。

■ 市民の声

- ・消雪施設の設置要望
- ・歩道の整備、老朽化した歩道のバリアフリー化等の整備
- ・対面交通可能な道路整備
- ・除雪要望

■ 課題

- ・地下水位の低下
- ・歩道設置可能な道路幅員への改良
- ・除雪作業の効率化を図れる道路施設の整備

## ■ 施策の展開

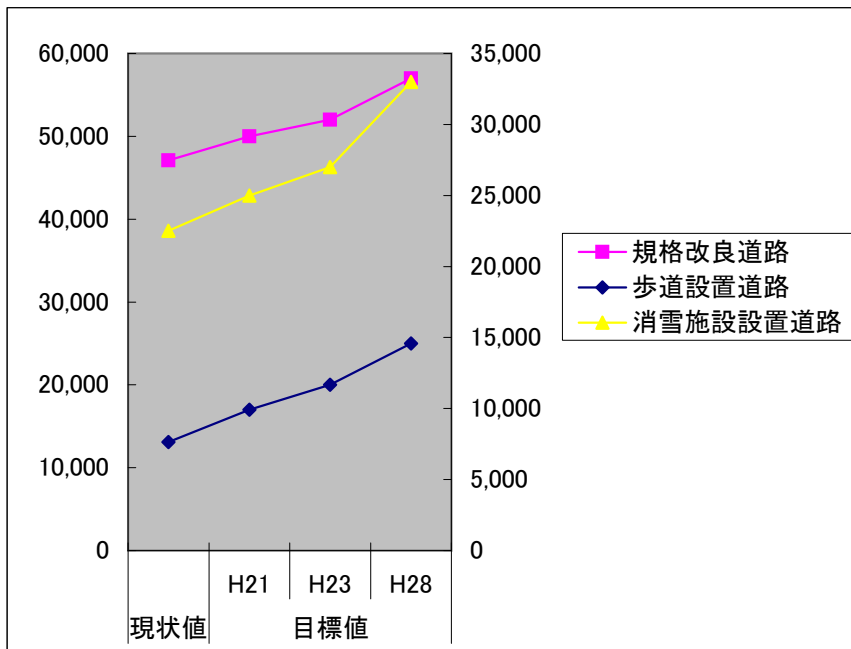
- ・規格改良道路整備(市道整備事業、県道整備事業)
- ・歩道の整備(歩道整備事業)
- ・融雪(消雪パイプ)計画の作成、整備(消雪パイプ整備事業)
- ・除雪車整備事業

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
規格改良道路延長	m	47,105	50,000	52,000	57,000	規格改良道路整備の状況
歩道設置道路延長	m	13,114	17,000	20,000	25,000	歩道整備の状況
消雪施設設置道路延長	m	22,517	25,000	27,000	33,000	消雪施設の整備の状況

## ■ データ

○規格改良道路等の今後の整備目標(m)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
  - 1 快適生活をサポートする道路管理
  - 2 **居住地域の環境整備**
  - 3 公共交通網の利便性向上
  - 4 情報通信基盤の整備

めざす方向(施策の目的)

四季の自然環境に対応した、安心で安全な居住地域の環境整備と快適性の向上を図る。

■ これまでの取り組み

- ・道路、河川等のパトロールによる巡視
- ・排水路改修
- ・雨水対策処理
- ・都市下水路整備

■ 現状

これまで排水路改修及び雨水処理対策などを実施してきたが、大雨による冠水被害等が発生している。  
また、河川の破損、決壊後による補修、修繕整備を随時実施している。

■ 市民の声

- ・浸水、冠水等による、行政対応への不満

■ 課題

- ・市全体の雨水処理計画の設定
- ・計画に沿った処理対策事業の実施
- ・多種多様な開発計画における適切な開発指導

## ■ 施策の展開

- ・中条市街地の雨水処理計画(排水路改良事業、雨水対策事業)
- ・乙大日川への雨水処理計画
- ・築地地区附廻・堀川への雨水処理計画
- ・黒川市街地の雨水処理計画
- ・櫛形山麓の河川対策
- ・高坪山麓の河川対策
- ・胎内地区の河川対策(胎内川総合開発事業)
- ・広域基幹河川改修事業

### 【関連事業】

公共下水道事業、農業集落排水事業  
上水道拡張事業

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
居住地域の冠水被害箇所数	箇所	3	2	2	0	居住地域の環境整備の状況に関連する

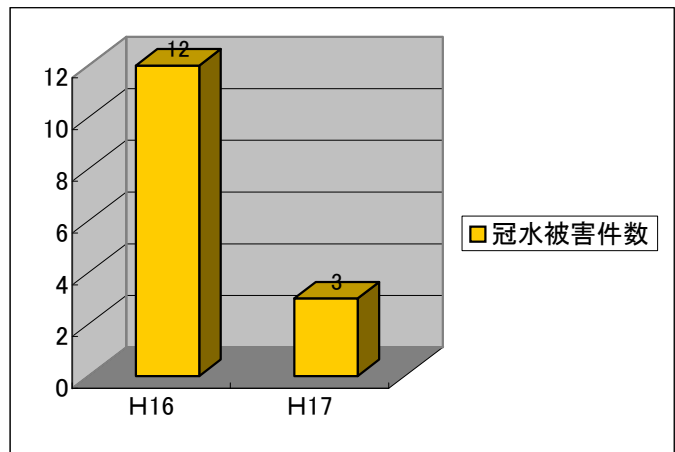
## ■ データ

○過去における冠水等被害件数調査

	H16	H17
冠水被害件数	12	3

○昭和41年7月17日水害

○昭和42年8月28日水害(8.28水害)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
  - 1 快適生活をサポートする道路管理
  - 2 居住地域の環境整備
  - 3 公共交通網の利便性向上
  - 4 情報通信基盤の整備

めざす方向(施策の目的)

自動車・二輪車等と、鉄道・路線バス等公共交通機関の連携の強化を図り、住民の利便性の向上を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・中条駅前広場整備事業
- ・中条駅前自転車駐輪場整備事業

■ 現状

中条駅周辺の自動車駐車場が少ないことから、公共交通機関への連携がスムーズではない状況にある。

■ 市民の声

- ・駐車場の早期整備と西口の整備
- ・中条駅付近の踏切交差点の渋滞緩和

■ 課題

- ・西口整備におけるJRとの協議及び用地買収等

## ■ 施策の展開

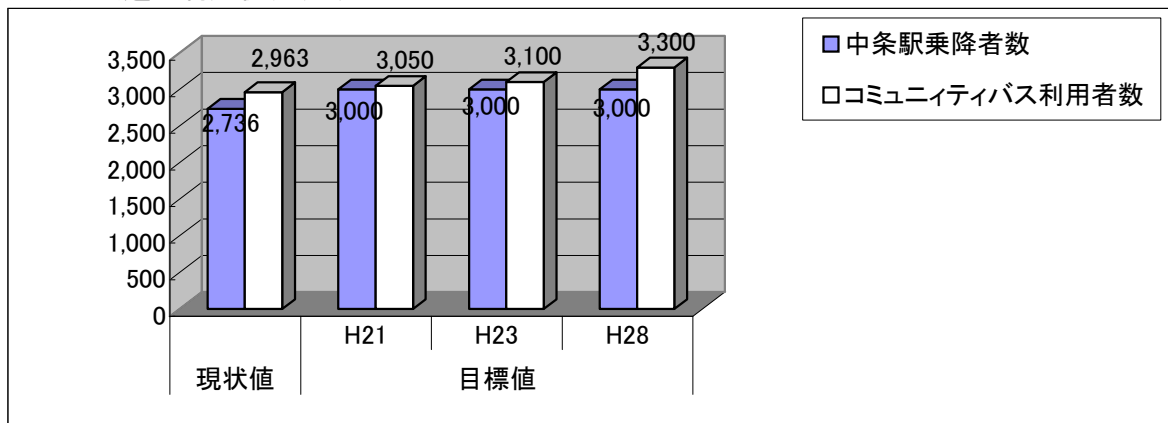
- ・中条駅西口整備事業
- ・パークアンドライドの推進(※1)

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
中条駅乗降者数	人	2,736	3,000	3,000	3,000	パークアンドライドの推進状況
コミュニティバス利用者数	人	2,963	3,050	3,100	3,300	公共交通網の利用状況

## ■ データ

○公共交通の利用状況(人)



※1 パークアンドライドとは自宅から最寄りの駅等に近い駐車場までマイカーに乗り、駐車(パーク)して、電車など公共交通機関に乗って(ライド)通勤する方法のこと。

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
  - 1 快適生活をサポートする道路管理
  - 2 居住地域の環境整備
  - 3 公共交通網の利便性向上
  - 4 **情報通信基盤の整備**

めざす方向(施策の目的)

ICT(情報通信技術※1)の積極的な活用などにより、迅速性と利便性を高め、多様な質の高いサービスの提供に努める。

■ これまでの取り組み

国は、平成12年度に電子政府を目指した「e-japan 戦略」を策定した。それを受けて、市民の生活利便性の向上や行政運営の効率化・迅速化を目的に「情報化推進基本計画」を策定し、電子自治体構築の方向性を定めた。

■ 現 状

平成18年度に「胎内市情報化推進基本計画」を策定し、毎年見直すローリング式とする。

■ 市民の声

市内全域が平等な情報通信を受けられる基盤整備を促進するため、空白地域(黒川地区の一部)へのブロードバンド誘致。

■ 課 題

- ・ICT(情報通信技術)の進歩と社会情勢の変化への対応
- ・市民ニーズと費用対効果に基づく情報化の推進
- ・災害に強い情報システムの構築



## ■ 施策の展開

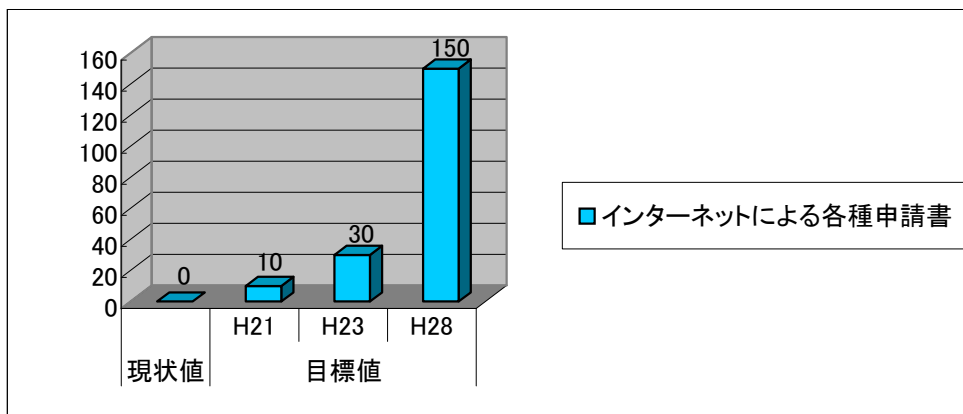
- ・ICT化による市民サービスを推進し、市民の利便性の向上を図る
- ・業務への、ICT活用による事務の効率化を図る
- ・企業が進出しやすい環境を作るため、工業団地内に安価な光ファイバーサービスを誘致する

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
インターネットによる各種申請件数	件	0	10	30	150	パソコンで申込できるシステム 情報基盤整備の度合い

## ■ データ

○インターネットによる各種申請件数(件)



○平成18年度末ブロードバンド整備状況 93.3%

※1 ICTとは、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。

## 第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

### 2 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

#### 1 緑の居住空間整備

#### 2 水辺や山麓に憩いの場の整備

#### 3 居住の安定を図る公営住宅整備

### めざす方向(施策の目的)

新市の定住促進を図るため、住む人が潤いを感じる緑地の配置や周辺環境に配慮した住宅地の開発を推進し、居住環境の改善・公共用水域の水質の保全を図る。

#### ■ これまでの取り組み

坊城地区土地区画整理事業により住宅地を整備し、また東牧地区において宅地造成を行った。水道及び下水道の整備を実施してきた。

#### ■ 現状

これまで一定規模以上の宅地開発では市の指導により環境整備や緑地を配置するようにしているが、小規模の開発では緑地の配置や周辺環境の整備が完全ではない場合がある。また、水道、下水道の整備されていない地区が残存している。

#### ■ 市民の声

- ・道路整備とともに、宅地造成の要望がある。
- ・下水道の早期整備

#### ■ 課題

- ・黒川地区において、ほ場整備事業に伴う宅地造成と東牧地区における宅地造成
- ・下水道整備後の水洗化率の向上
- ・水道加入率の促進

## ■ 施策の展開

- ・宅地開発事業
- ・公共下水道事業
- ・農業集落排水事業
- ・上水道拡張事業
- ・水洗化の促進

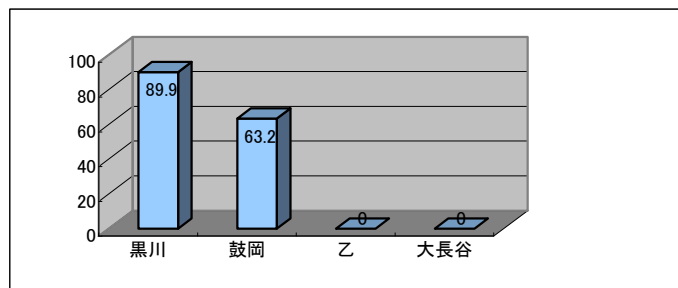
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
水洗化率	%	67.1	70.0	75.0	80.0	下水道への接続状況
水道普及率	%	96.0	96.0	100.0	100.0	水道の整備状況

## ■ データ

### ○ 農業集落排水事業水洗化率(%)

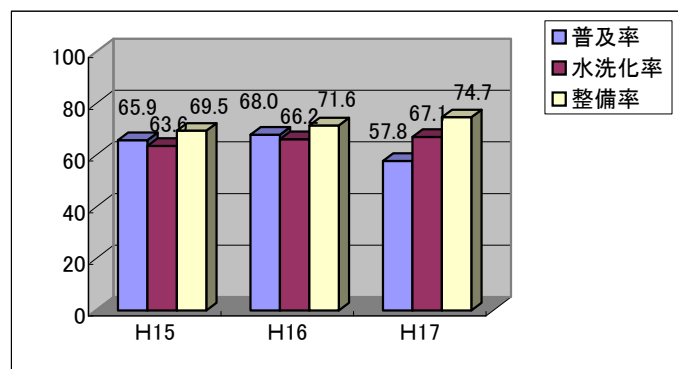
黒川	89.9
鼓岡	63.2
乙	0
大長谷	0



### ○ 公共下水道整備状況等(%)

	H15	H16	H17
普及率	65.9	68.0	57.8
水洗化率	63.6	66.2	67.1
整備率	69.5	71.6	74.7

※普及率は人口、整備率は面積



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

2 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

1 緑の居住空間整備

2 水辺や山麓に憩いの場の整備

3 居住の安定を図る公営住宅整備

めざす方向(施策の目的)

自然豊かな土地柄を活かした市民の憩いの場の整備と、櫛形・蔵王の山麓を活用した山里の保全に努め、併せて史跡整備と連携した公園整備を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・各公園の整備と保全事業の実施
- ・サイクリングロード整備
- ・リバーサイドパークの整備

■ 現状

公園や憩いの場は市内各所に数多く存在するが、山里の保全や活用がなされていない現状にある。

■ 市民の声

- ・公園の機能の充実

■ 課題

- ・櫛形、蔵王の山麓の活用や山里の保全

## ■ 施策の展開

- ・胎内川リバーサイドパーク整備事業
- ・櫛形山脈登山道整備事業
- ・既存施設の充実や適切な維持管理および保全
- ・市民への施設PRと自然保全などの啓発活動

### 【関連事業】

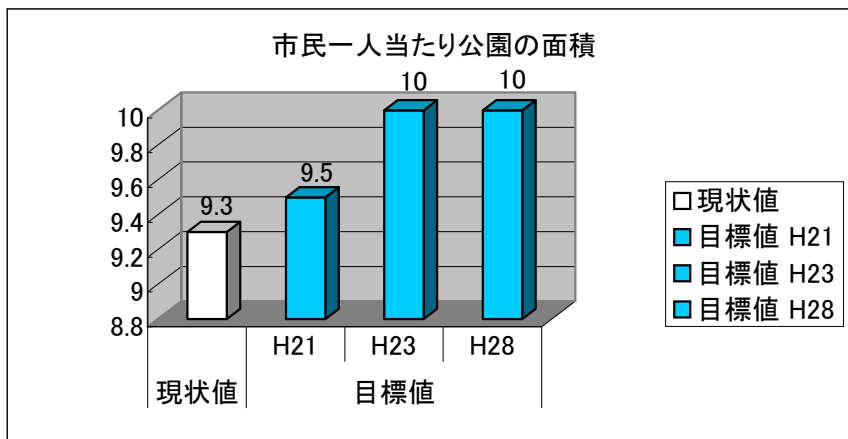
- ・史跡公園整備事業

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
市民一人当たり公園の面積	m <sup>2</sup>	9.3	9.5	10.0	10.0	憩いの場の整備状況に関連する

## ■ データ

○市民一人当たりの公園面積(m<sup>2</sup>)



一人当たり公園面積の県平均値 6.6 m<sup>2</sup>

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

2 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

1 緑の居住空間整備

2 水辺や山麓に憩いの場の整備

3 居住の安定を図る公営住宅整備

めざす方向(施策の目的)

年次計画的に公営住宅の建設・改築を行うことで、居住の安定を図り誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・平成5年に国の建替承認を得て平成17年度までに県営住宅4棟54戸・市営住宅7棟108戸の整備が済んだ。
- ・特定公共賃貸住宅については、平成7年度から整備をすすめ平成17年度までに53棟の整備が済んだ。

■ 現 状

市営住宅については、今後平成29年度までに5棟72戸の整備をする予定である。  
また、特定公共賃貸住宅については、平成20年度までに11戸の整備をする予定である。

■ 市民の声

- ・建物の老朽化及び狭小化、間取り・設備の改善

■ 課 題

- ・入居希望者への対応

## ■ 施策の展開

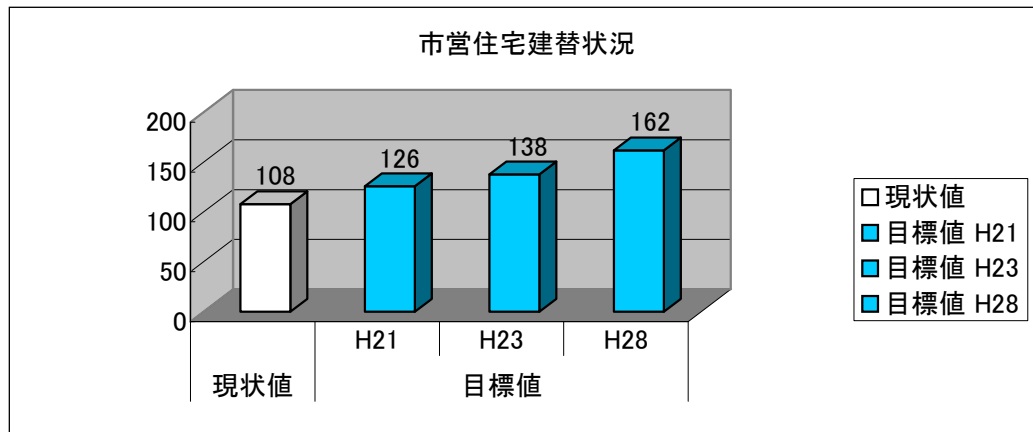
- ・総合的な居住水準の向上
- ・快適な居住環境の形成
- ・良好なコミュニティの育成
- ・公営住宅等建設・改築事業
- ・特定公共賃貸住宅建設事業

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
市営住宅建替戸数	戸	108	126	138	162	快適な居住空間の整備状況

## ■ データ

○市営住宅建替え状況(戸)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

1 高齢者福祉の充実

2 障害福祉の充実

3 地域で支える介護予防活動の推進

4 生活支援体制の推進

5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることが出来るように自助・共助・公助で支えあう地域支援のシステムづくりとともに高齢者の多様なニーズに対応するサービスの充実を図る。

■ これまでの取り組み

- ・一人暮らし高齢者の寝具乾燥消毒サービス
- ・寝たきり・認知症の人に対する紙おむつ・尿とりパットの支給
- ・一人暮らしの高齢者で設置が適切とされた方に緊急時対応のための緊急装置の無料貸与の実施
- ・一人暮らしの高齢者に代表される要介護世帯を対象に、日常生活の中で自力で困難な仕事

■ 現状

- ・一人暮らし高齢者の生活の衛生面の向上と要介護状態の高齢者の在宅生活の一助となっている
- ・要介護世帯の高齢者が無理なく要介護状態を招くことが予防されている

■ 市民の声

- ・自宅に閉じこもりがち、日中一人で過ごすことが多い高齢者に対して、レクリエーションや趣味の活動をとおして人と交流する場の各地域での提供

■ 課題

- ・高齢者が社会参加できるような環境整備
- ・要介護高齢者への支援



## ■ 施策の展開

- ・ディサービスセンターでの生きがいづくりの推進
- ・在宅福祉の充実
- ・情報提供・相談体制の確立

### 【関連事業】

- ・黒川地区総合福祉センター(仮称)整備事業

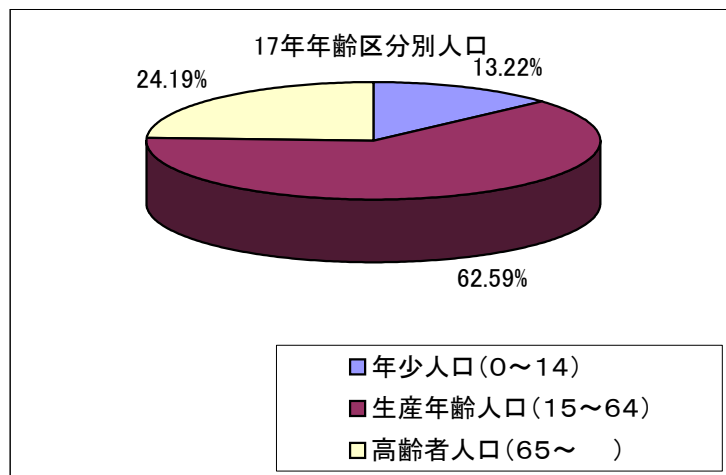
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
ディサービスセンターでの生きがい活動支援の満足度	%	-	70	80	90以上	超高齢化社会を迎える中、10年後には生活するうえでの満足度が9割以上になることを目標にする。

## ■ データ

○平成17年年齢区分別人口(人)

年少人口 (0～14歳)	4,414
生産年齢人口 (15～64歳)	20,905
高齢者人口 (65～ )	8,079
合 計	33,398



○市民の4人に1人が高齢者である。

## 第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

### 3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

1 高齢者福祉の充実

2 **障害福祉の充実**

3 地域で支える介護予防活動の推進

4 生活支援体制の推進

5 子育て支援事業の推進

### めざす方向(施策の目的)

地域の特徴を生かしたサービス体制づくりや、障害者が地域社会で自立した生活が積極的にできる社会的条件を整備し、ノーマライゼーション(※1)の理念に基づき、障害者が家庭や地域で、ともに支えあった生活ができるまちづくりを目指す。

#### ■ これまでの取り組み

ノーマライゼーションという言葉については、一般市民にはまだまだ深く浸透していないことが考えられることから、啓発・広報部門において障害と障害者に対する正しい理解と認識を促進している。

#### ■ 現状

平成18年度から障害者自立支援法が施行されて身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害者種別ごとに分かれていた制度を一本化し共通の福祉サービスが地域において受けられ、複雑に組み合わさっていた福祉サービスがひとつになり、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援している。

#### ■ 市民の声

・市民一人ひとりが、障害者の福祉問題を自分のものとして理解と認識をし、障害を持つ人持たない人とが相互に協力できる心の通った障害福祉の基盤整備  
 ・ユニバーサルデザイン(※2)を取り込んだまちづくりを進めるなど、安心して生活や外出が出来るバリアフリー環境(※3)の整備が求められている

#### ■ 課題

・障害者福祉施設の充実  
 ・障害者の社会参加の促進  
 ・相談体制の充実

## ■ 施策の展開

- ・障害者の様々な相談や、情報提供の支援充実
- ・障害者の社会参加の促進

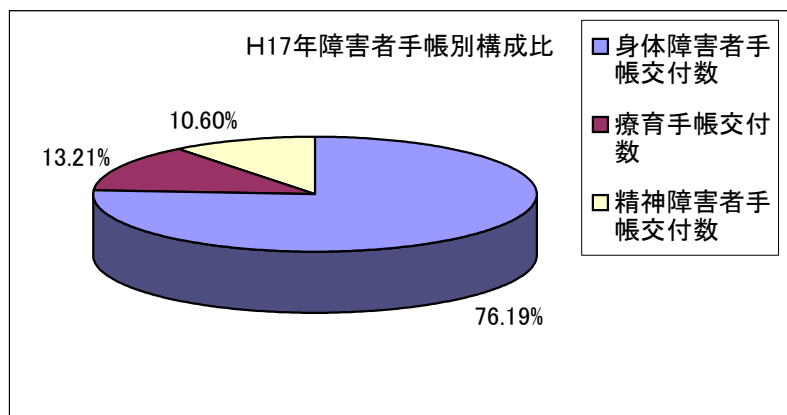
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
障害者の外出した際の満足度	%	-	65.0	70.0	75.0	ノーマライゼーション社会の形成度合いで10年後には75%を目標
相談体制の満足度	%	-	50.0	60.0	70.0	障害者の相談機能の充実により10年後には70%を目標

## ■ データ

○平成17年障害者手帳別構成比(人)

身体障害者手帳交付数	1,107
療育手帳交付数	192
精神障害者手帳交付数	154
合計	1,453



※1 ノーマライゼーションとは、高齢者や知的障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念のこと。

※2 ユニバーサルデザインとは、できるかぎり、使う人すべてのためにデザインすること。

※3 バリアフリー環境とは、障害者とそうでない者の間にある障壁を解放し、障害を持つ人々に配慮した環境づくりのこと。

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

1 高齢者福祉の充実

2 障害福祉の充実

3 地域で支える介護予防活動の推進

4 生活支援体制の推進

5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

高齢者が参加しやすい身近な地域に活動の場をつくり、地域の人とのふれあいを持ち、楽しく介護予防に取り組めるようにする。

■ これまでの取り組み

- ・生きがいと健康づくり事業
- ・サロン・お茶の間活動の支援

■ 現状

現在、愛広苑(菅田・富岡地区)と農協(築地・八幡地区)に委託し、4箇所ホームヘルパー、介護福祉士等の指導員を派遣して活動している。新たな地区として、並槻・竹島・苔実・北成田地区等にも活動を普及する予定にしている。サロンとして自主的な活動をしている地域が23箇所ある。

■ 市民の声

- ・地域の集まりの場に行くだけでもよい運動になる
- ・仲間と話ができて楽しいし、生活のはりになっている
- ・指導員が来てくれるとレクができて楽しい、いろいろ学べる
- ・家の仕事を早く終わらせて参加している
- ・畑など家の仕事があって参加できないときもある

■ 課題

「地域の茶の間」など地域の高齢者が定期的集う場所の確保と地元住民の理解と協力(地域の集会所の解放、地域住民の見守り・支え合い)が必要。また、活動拠点の拡大と併せて、最終的に地域住民による自主的な活動へ移行を図るためには、地域の組織(民生委員、保健推進員等)、ボランティア等の地域の指導者育成も兼ね、指導員を派遣し軌道に乗るまで長期的に支援していくことが必要。長い目で継続していくには、地域の色々な年代の人を巻き込み、ボランティア等も参加者と一緒に楽しめる活動が望まれる。

## ■ 施策の展開

・地域住民による自主的な活動へ移行を図り「地域の茶の間」の活動を市全体に普及を図る。

・高齢者が身近な地域で活動に参加できる環境を整え、ふれあいと仲間づくりを誘導し、元気な高齢者を増やし介護予防へ繋げる。

・認知症の人や特定高齢者施策事業等(※1)の教室の卒業生、要介護・要支援から自立へ移行した高齢者の受け皿づくりの場として「サロン・地域の茶の間」を活用する。

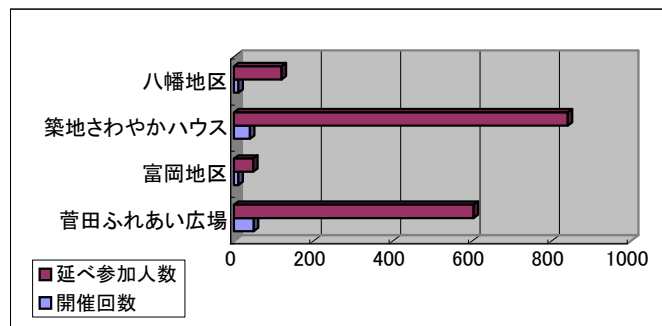
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
生きがいと健康づくり事業開催	箇所	4	10	12	16	地域で支える介護予防活動の推進度合い
サロン、お茶の間団体箇所数	箇所	27	31	37	39	

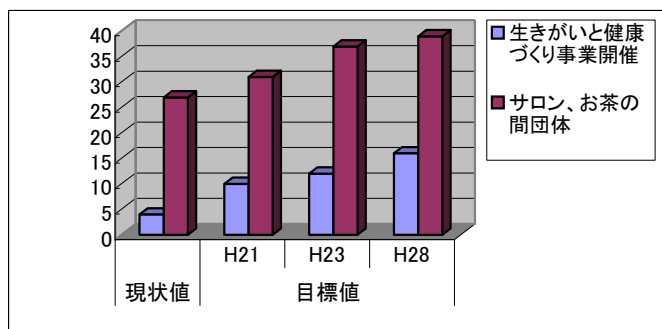
## ■ データ

○平成17年度介護予防活動状況

	開催回数	延べ参加人数
菅田ふれあい広場	50	604
富岡地区	11	48
築地さわやかハウス	40	841
八幡地区	11	120



※1 特定高齢者施策事業とは、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象とし、対象者一人一人の状況に応じたきめ細やかな事業を行うこと。



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 障害福祉の充実
- 3 地域で支える介護予防活動の推進
- 4 **生活支援体制の推進**
- 5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

適正な生活保護の実施につとめ、対象者の生活の安定を図るとともに、相談、指導業務を拡充し対象世帯の自立を目指す。

■ これまでの取り組み

平成17年9月1日の市制施行により福祉事務所を設置

■ 現状

所長、査察指導員、現業員3名体制で実施。当市の保護率は平成8年に上昇に転じこの傾向は現在も続いている。保護世帯を類型的に見ると高齢者、心身障害者、傷病者世帯等の要援護世帯の占める割合が高く、長期受給世帯が多くなっている。

■ 市民の声

- ・不公平感の生じない、公正な保護の実施
- ・保護開始決定時の調査の徹底と早期決定

■ 課題

- ・生活保護業務実施体制の強化
- ・関係機関との連携強化
- ・査察指導員・現業員のスキルアップ
- ・生活保護システムの導入による事務の簡素化

## ■ 施策の展開

・生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な運用をはかるとともに、就労相談業務などきめの細かい相談業務の充実で被保護世帯の自立を促進します。

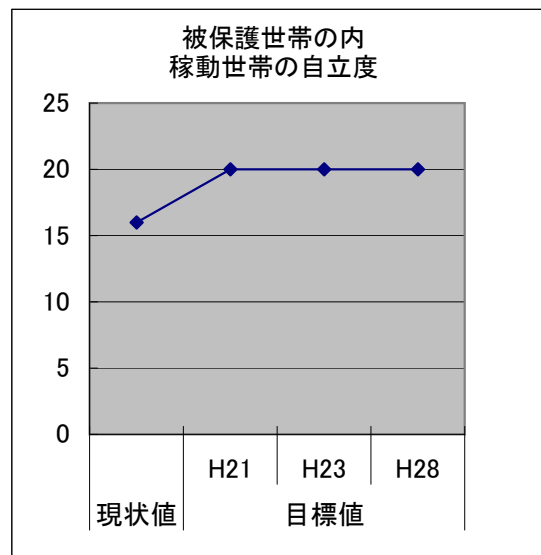
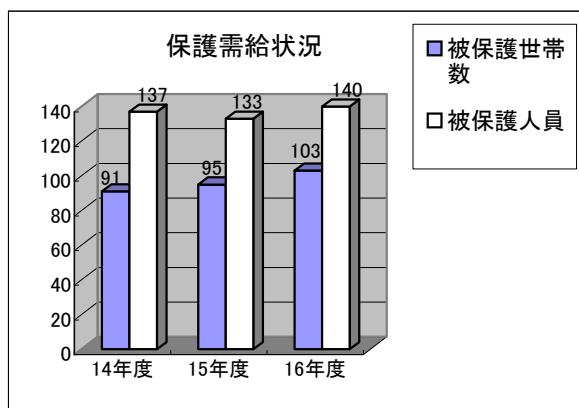
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
被保護世帯の内、稼働世帯の自立度	%	16	20	20	20	稼働世帯の自立を図る指数 10年後には20%の自立を目標とする。

## ■ データ

○生活支援体制の状況

	H14	H15	H16
被保護世帯数	91	95	103
被保護人員	137	133	140



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 障害福祉の充実
- 3 地域で支える介護予防活動の推進
- 4 生活支援体制の推進
- 5 **子育て支援事業の推進**

めざす方向(施策の目的)

子どもが心身ともに健やかに育つよう保育サービスの充実や多様なニーズに対応した子育て支援施策を家庭、地域、行政が一体となって推進し、児童福祉の充実を図る。

■ これまでの取り組み

- ・幼児医療の対象年齢拡充
- ・第3子以降入園児の保育料軽減
- ・延長・休日・一時保育等の保育サービス
- ・子育て支援センターの設置
- ・第3子以降出生者への健康母子手当支給

■ 現状

少子化に伴い入園児数は減少傾向となっているが、保護者の就労形態の多様化に伴い早朝・延長保育及び未満児保育が増えてきており、受け入れ体制の整備を行って対応している。また、安心して生み育てられる環境の整備が望まれている。

■ 市民の声

- ・早朝・延長保育及び未満児保育の充実
- ・安心して生み育てられる環境の整備

■ 課題

- ・子育て支援の充実
- ・地域での子育ての支援体制づくり
- ・保育と幼稚園教育の一元化



## ■ 施策の展開

- ・子育て不安と負担の軽減
- ・地域での子育て支援
- ・子育て環境の整備
- ・中条地区保育園・幼稚園統合施設整備事業

### 【関連事業】

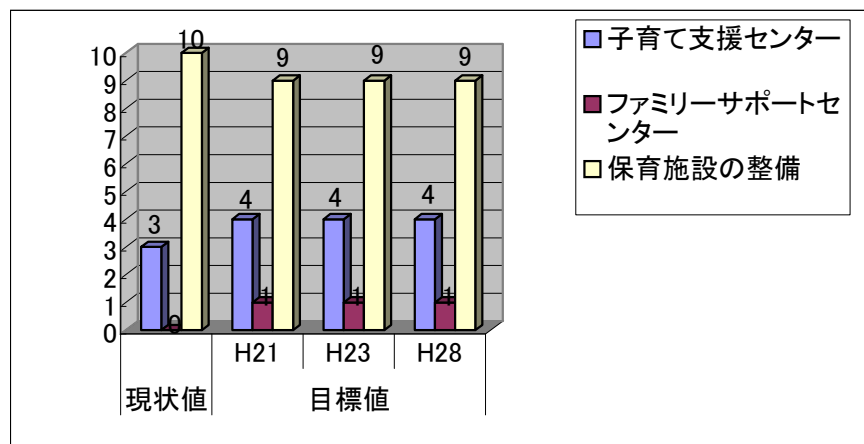
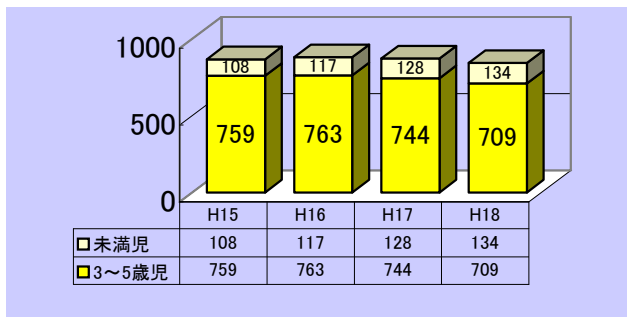
- ・こころとことばの相談室施設整備事業

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
子育て支援センター	箇所	3	4	4	4	子育て支援の充実度
ファミリーサポートセンター	箇所	0	1	1	1	
保育施設の数	施設	10	9	9	9	保育サービスの充実度

## ■ データ

### ○ 保育所入所状況



## 第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

### 4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり

#### 1 健康づくりの推進

#### 2 介護予防で、はつらつ80推進事業

#### 3 高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立

#### 4 医療関係機関との連携

### めざす方向(施策の目的)

疾病予防に取り組むとともに、市民一人一人が自分らしく豊かな人生を送ることを目標にQOL(生活の質)を重視した健康づくりを行う。  
働きかけの方向としては、市民が家庭や住み慣れた地域の中で自己表現ができ、人とのふれあいや分かち合いを楽しみ、生きがいや目標を持って生活できるように支援する。

#### ■ これまでの取り組み

- ・疾病対策:乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診、健康教育・相談、訪問等の保健サービスの実施
- ・元気対策:人づくり会、食生活改善推進委員等の地区組織の育成とともに、住民参加型の健康づくり事業の実施

#### ■ 現状

多様化する市民の健康意識に合わせて健診の種類も増え、疾病の早期発見につながっている。栄養・運動等健康づくりへの関心が高くなっており、その要望は多様化している。  
また、元気づくりにつながる人とのふれあいや仲間づくりの輪が広がってきている。

#### ■ 市民の声

- ・世代をこえた人と人のつながりの醸成
- ・健康的な生活習慣の体得
- ・活躍の場の創出
- ・安心して暮らせる体制の充実

#### ■ 課題

- ・次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つための環境整備や支援体制の整備
- ・生活習慣病等、疾病予防対策の推進
- ・元気づくりの支援

## ■ 施策の展開

### ○疾病予防対策の推進

・乳幼児から高齢者までのライフステージに合わせた疾病予防につとめるとともに各種健診内容の充実、多様化、対象者の拡大などすすめていきます。

### ○元気対策の推進

・市民参加型の事業を展開し、保健事業全体に対して生きがい・ふれあいづくりや元気づくり活動をすすめていきます。

・黒川地区総合福祉センター(仮称)整備

### 【関連事業】

・こころとことばの相談室施設整備事業

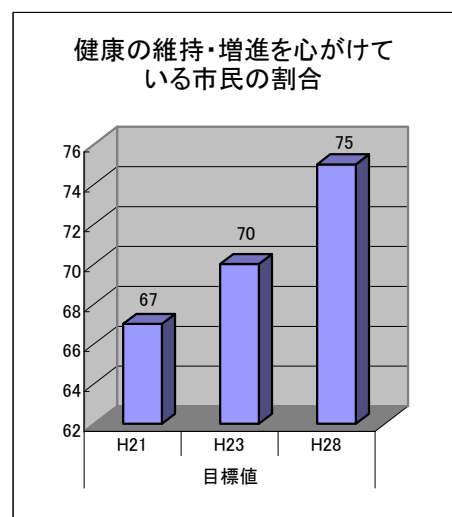
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
健康の維持・増進を心がけている市民の割合	%	-	67	70	75	市民の4人中3人の人が意識して行動することを目標とします。

## ■ データ

がん検診受診者数(人)			
	H15	H16	H17
肺がん	6,323	6,158	5,898
胃がん	2,012	1,962	1,888
大腸がん	1,845	1,950	2,020
子宮頸がん	1,480	1,409	1,370
乳がん	1,057	966	932
前立腺がん	—	122	143

主な元気づくり事業プログラム	
・ふれあいガーデニング	・ほっとHOT料理教室
・胎内サラダ記念日	・ふれあいキルト
・元気会	・四季の飾り
・元気茶や	



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり
  - 1 健康づくりの推進
  - 2 **介護予防で、はつらつ80推進事業**
  - 3 高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立
  - 4 医療関係機関との連携

めざす方向(施策の目的)

高齢者が自分に合った運動・栄養・口腔機能の維持・向上のための方法を身につけ、要支援・要介護状態にならずに、はつらつとした80歳の市民が増えることを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・介護予防普及啓発事業
- ・運動栄養口腔機能向上事業
- ・介護予防リーダー育成事業

■ 現状

虚弱高齢者を対象に、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を中心として運動栄養口腔機能向上事業(以下、「すこやかしあわせ教室」)を実施し、専門的指導を個別に行っている。  
また、一般高齢者に「スマイル体操」を普及するための介護予防リーダーを養成している。

■ 市民の声

すこやかしあわせ教室では「週1回の外出が張り合いになった」「身体が軽くなった」「舌磨きを教えてもらって食事が美味しくなった」などの前向きな言葉が聞かれる。介護予防リーダー養成講座では「地域の集まりで体操を紹介したい」「自分のためにもしっかり覚えたい」という意見の他、「人前で指導するためにしっかりと知識を身につけたい。もう少し回数を増やして教室を開催してみてもはどうか」という意見も聞かれた。

■ 課題

今後、高齢者人口の増加に伴い介護予防事業を拡大していくためには専門職やボランティアの増員が必要となるものと思われる。  
理学療法士の増員や管理栄養士、歯科衛生士の確保、また地域で介護予防の普及活動を行うための、ある一定のレベルを有したリーダーを育成していくことが重要であると思われる。

## ■ 施策の展開

虚弱高齢者に対しては、専門的な支援を行うことにより介護予防の効果をあげていく。教室終了後も継続できるように地域に集える場を作り、介護予防リーダーが指導者として活躍する。また、介護予防リーダーを増やすことにより、地域に体力を維持した元気な高齢者が増えていく。

- ・介護予防普及啓発事業
- ・運動栄養口腔機能向上事業
- ・介護予防リーダー育成事業

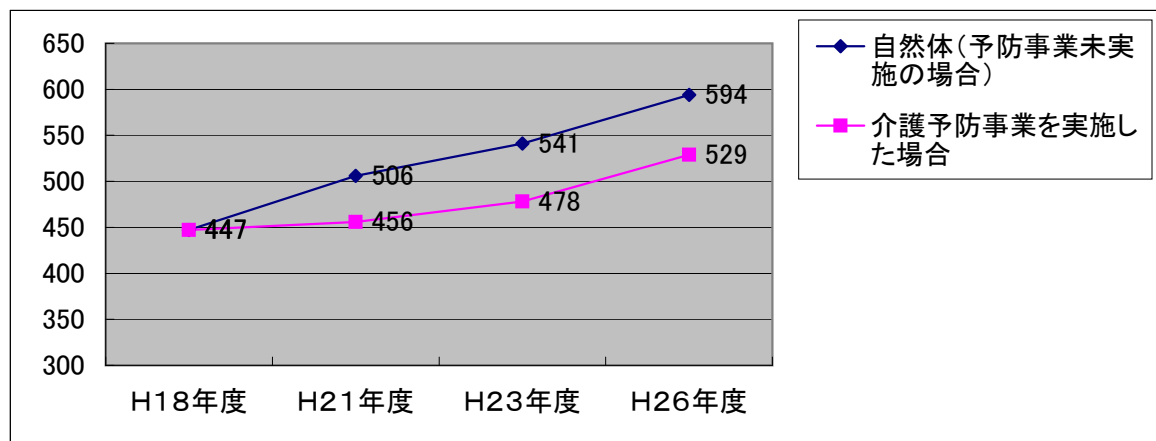
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
介護予防リーダー認定者数	人	19	60	100	200	介護予防リーダー養成状況
すこやかしあわせ教室参加者数	人	13	50	100	100	介護予防普及啓発の度合い

## ■ データ

○介護予防事業実施の効果

	H18	H21	H23	H26
自然体の要介護1、要支援1・2の認定者数の推移	447	506	541	594
事業推進による要介護1、要支援1・2の認定者数の推移	447	456	478	529



## 第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり
  - 1 健康づくりの推進
  - 2 介護予防で、はつらつ80推進事業
  - 3 **高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立**
  - 4 医療関係機関との連携

### めざす方向(施策の目的)

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で地域社会との良好な関係を持続し、尊厳ある日常生活の継続が実現できる介護体制の確立を目指す。

#### ■ これまでの取り組み

- ・地域密着型サービスの創設
- ・サービス事業所・介護支援専門員等に対する研修
- ・事例検討会、地域ケア会議等の開催
- ・在宅介護支援センターによる支援

#### ■ 現状

介護支援専門員の慢性的な不足により、サービスを受けられない市民が発生する可能性がある。訪問リハビリテーション、認知症対応型通所介護など市内に事業所がなく利用できないサービスや事業所不足により利用者が選択できないサービスが多い現状にある。

#### ■ 市民の声

- ・住み慣れた地域で生活していきたい
- ・身近な地域で状態の維持向上に向けた機能訓練に関する介護サービスや医療系のサービスが受けられるよう事業の拡充を望む声が多い

#### ■ 課題

- ・民間主導型の介護サービス基盤の整備・充実
- ・行政の積極的な支援と環境整備、医療機関等の関係機関との密接な連携及び計画的な整備・促進を図ることが必要である

## ■ 施策の展開

○身近な地域において利用者の選択と個々の状態に見合った多様な介護サービスを提供できる介護体制の整備・促進

- ・介護サービス事業所の運営法人に対する積極的な働きかけと行政との連携による持続可能な体制づくり、環境づくり等の措置を行う。
- ・介護サービス利用者及び一般住民に対する入所型施設への依存志向からの脱却を図るための啓蒙活動の推進を図る。

○質の高い介護サービスの提供

- ・介護サービス事業者と保健・医療・福祉の密接な連携を図り、一貫性のある適切なサービスが提供できるよう関係機関による連絡支援体制を確立する。
- ・医療機関等への働きかけにより居宅療養管理指導の一層の推進を図ることで、通常の介護サービスと一体的に医学的見地による総合的かつ個別的なケアを充実し介護の質を高める。

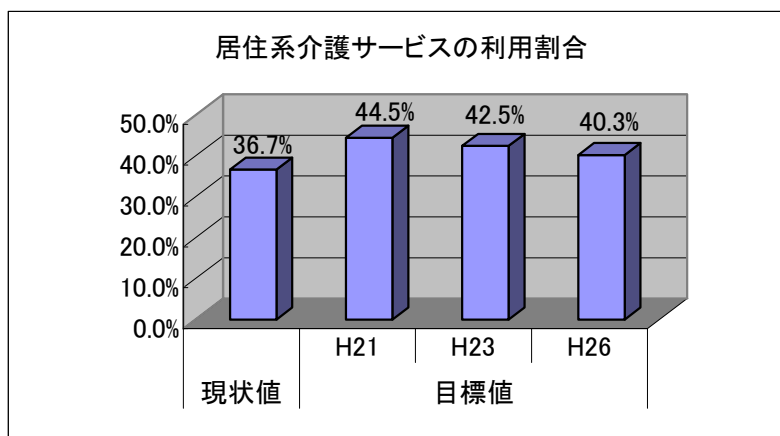
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H26	
居住系介護サービスの利用割合(%)	%	36.7	44.5	42.5	40.3	国の政策で施設入所も含め介護サービスの利用率を抑える(要介護者の減少)

## ■ データ

### 【施策の目標値】

- ・訪問リハビリテーション事業所の創設(現在0→H23年2箇所)
- ・特定施設入所者生活介護事業所の創設[外部サービス利用型を除く](現在0→H23年2箇所)
- ・認知症対応型通所介護事業所の創設(現在0→H23年1箇所)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所の創設(現在1→H23年4箇所)
- ・夜間対応型訪問介護事業所の創設(現在0→H23年1箇所)
- ・市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の増員(現在17人→H19年20人)
- ・居宅療養管理指導の利用促進(現在ごく少数の利用者を5年後には述べ300人の利用を目指す)
- ・訪問介護事業所の増設(現在2→H23年3箇所)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり

1 健康づくりの推進

2 介護予防で、はつらつ80推進事業

3 高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立

4 医療関係機関との連携

めざす方向(施策の目的)

地域の医療関係者、福祉関係者、教育関係者、企業及び事業所との連携を深めながら保健事業に取り組む。さらに、地区・町内会、ボランティアグループ、自主サークル等を巻き込み、成果のあがる活動になるようにネットワークづくりを推進し、目標を共有しながら連携を取り合って活動をしていく。

■ これまでの取り組み

- ・中条中央病院との継続看護打合せ会の実施
- ・計画づくりや保健事業実施については、医療機関や関係機関と連携し、協力しながら実施
- ・健康問題解決にあたり医療機関や保健所・福祉事務所などの関係機関と連絡・連携を密にしながら支援を実施

■ 現状

医療機関や関係機関と連携・協力しながら各種保健サービスを提供しているが、住民のニーズや健康問題が多様化し、関係機関も多種多様化・専門分化してきているため、連絡・連携が煩雑になってきている。

■ 市民の声

- ・専門的医療が身近に受けることができるといい
- ・耳鼻咽喉科診療の設置を望む
- ・高齢者など通院困難な人のために在宅医療の充実

■ 課題

- ・医療関係の機能分化が進められる中、地域内の医療機関や関係機関などの連携システムづくり
- ・救急医療の充実
- ・在宅介護体制の充実



## ■ 施策の展開

### ○医療機関や関係機関との連携システムづくり

・市民一人ひとりがかかりつけ医を持ち、必要に応じて質の高い専門的医療が受けられるように、各医療機関や関係機関との連携をはかりながら、市民にわかりやすい医療情報の提供や相談体制づくりをすすめる。

### ○救急医療の充実

・中条中央病院や県立病院、地域医師会との連携をはかり、市民が適切な救急医療サービスが受けられる体制づくりをすすめる。

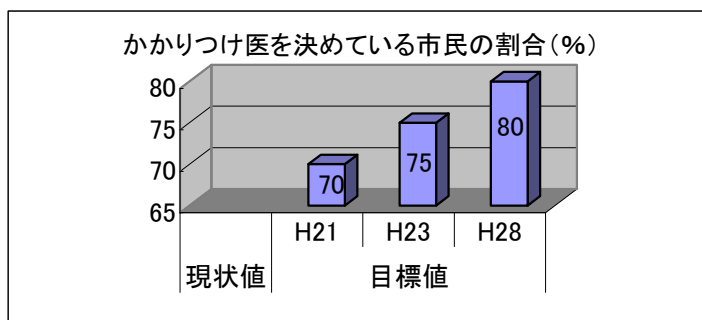
### ○在宅介護体制との連携

・在宅での介護・看護を希望する市民が適切なサービスを受けられるよう、医療関係者と在宅介護関係者との連携を図る。

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
かかりつけ医を決めている市民の割合	%	-	70.0	75.0	80.0	診療に対する信頼度をあらゆるもので5人中4人まで増やすことを目標とします。

## ■ データ



### 胎内市の医療施設数

平成18年3月31日現在

病 院		一 般 診 療 所				歯 科 診 療 所
施設数	病床数	施設数	有 床 診 療 所		無 床 診 療 所	施設数
			施設数	病床数		
2	396	22	3	26	19	14
一般 1 精神 1	一般 122 精神 274(一般5床含む)					

## 第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

### 5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

#### 1 防災対策

#### 2 防犯対策

#### 3 交通安全対策

#### 4 人権意識の高揚

#### 5 男女共同参画体制の推進

### めざす方向(施策の目的)

地震や風水害などの災害から人々の生命と財産、都市の社会的資産を守り、市民生活や都市活動の安全性を確保するとともに、被災時の速やかな復旧を図る体制を整備するなど、災害に強いまちづくりを推進していく。

#### ■ これまでの取り組み

- ・地域防災計画の作成
- ・自衛消防組織への助成
- ・浸水、土砂災害などを防止するため道路、公園、市街地整備等の事業に合わせ災害に強いまちづくりを実施してきた。

#### ■ 現状

近年の災害の態様は複雑化・多様化しておりこれらの状況に対応するための対策は十分とはなっていない。  
地域防災計画の見直しを図る必要がある。  
また、災害に強いまちづくりを実施しているが、更なる取り組みが必要。

#### ■ 市民の声

- ・自主防災組織への助成
- ・災害時における早期情報提供

#### ■ 課題

- ・災害時における早期情報収集及び伝達手段の確保

## ■ 施策の展開

- ・防災行政無線整備事業
- ・防災マップ等の作成
- ・新地域防災計画策定

### 【関連施策】

- ・中条市街地の雨水処理計画
- ・乙大日川への雨水処理計画
- ・築地地区附廻・堀川への雨水処理計画
- ・黒川市街地の雨水処理計画

### 【関連事業】

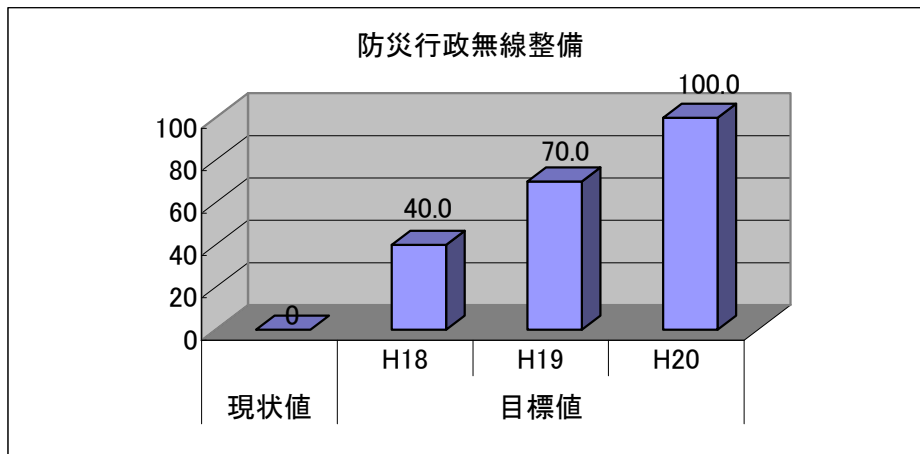
- ・雪崩対策事業
- ・砂防事業(養老沢ほか)

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H18	H19	H20	
防災行政無線整備	%	-	40.0	70.0	100.0	年間整備率(事業費割)

## ■ データ

### ○防災無線整備状況



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 **防犯対策**

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

「安全で安心なまちづくり」を推進し、将来を担う人々が安心して暮らせるまちを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・胎内市防犯組合・胎内市防犯組合連合会をはじめ、胎内市子ども見守りタイ等を設立し、市内全域で取り組んでいる。
- ・防犯灯の設置に補助するなど積極的に進めている。

■ 現状

防犯パトロールなどを実施しているが、不審者情報が寄せられるなど新たな防犯対策を講じる必要がある。

■ 市民の声

- ・不審者情報や子どもたちへのいたづら等が、後をたたないための対策
- ・防犯灯の設置要望

■ 課題

- ・防犯に対する社会全体の理解と協力。

## ■ 施策の展開

・胎内市防犯組合、胎内市防犯組合連合会等を通じ、誰もが住みたくなる安全な地域づくりと防犯灯の設置等による、地域に密着した防犯対策を講じていく。

・警察、教育機関、地域住民と連携した防犯啓発活動の推進

・防犯灯設置事業

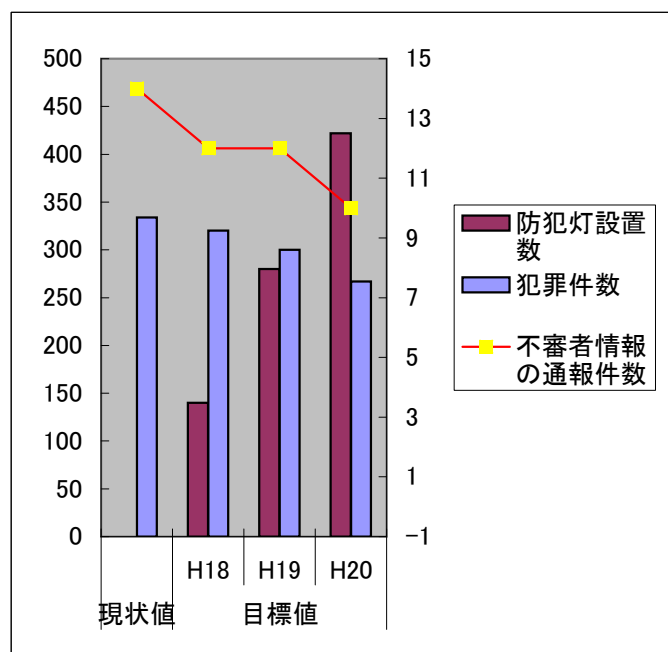
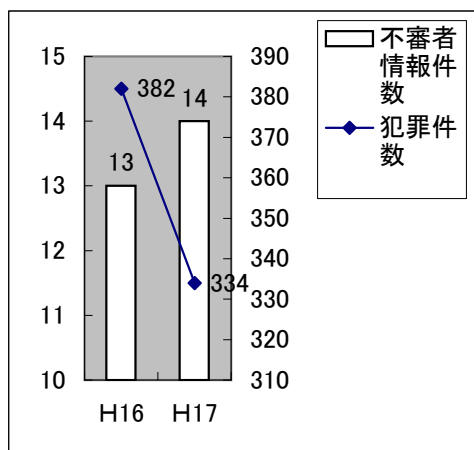
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
防犯灯設置数	箇所	-	140	280	422	安全・安心なまちの度合い
犯罪件数	件	334	320	300	267	防犯対策の推進状況
不審者情報の通報件数	件	14	12	12	10	

## ■ データ

○不審者情報件数

	H16	H17
不審者情報件数	13	14
犯罪件数	382	334



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

車社会に適応した「安全で安心なまちづくり」のため、人と車が融合したゆとりある交通安全対策の構築を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・交通指導員の充実や高齢者・幼児・小中学生等に対する交通安全教育の実施
- ・交通安全施設の整備拡充

■ 現状

高齢化により交通弱者である高齢者の事故が増加傾向にある。

■ 市民の声

- ・交通安全施設の充実による事故防止対策

■ 課題

- ・交通事故発生抑制
- ・交通安全施設の整備

## ■ 施策の展開

- ・全市民へ交通安全の啓蒙
- ・交通安全施設の整備
- ・交通安全教育

### 【関連事業】

- ・歩道整備事業
- ・規格改良道路整備

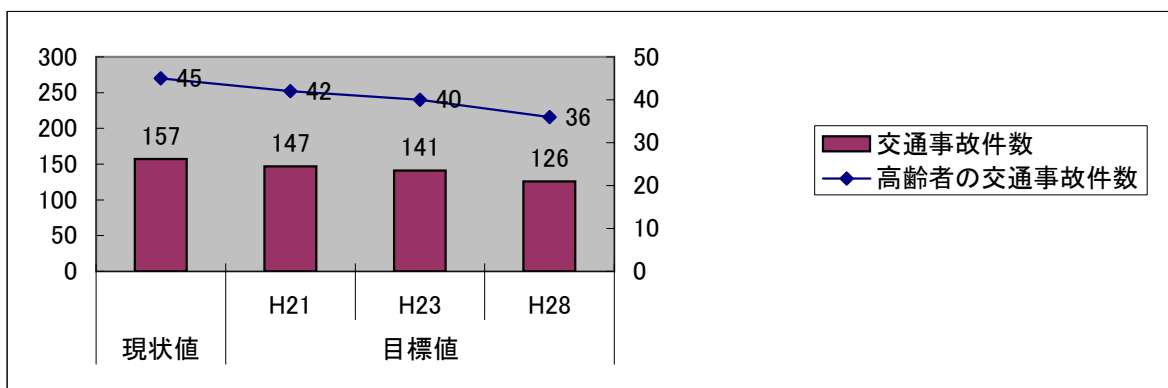
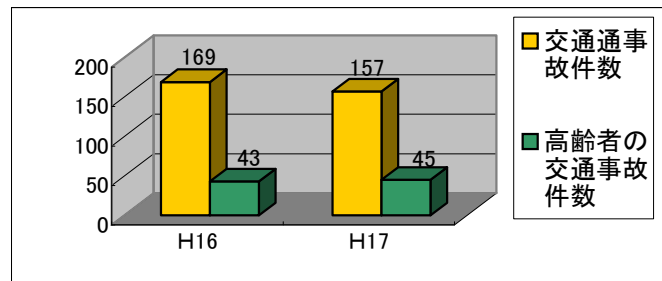
## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
交通事故件数	件	157	147	141	126	交通安全の度合い
高齢者の交通事故件数	件	45	42	40	36	

## ■ データ

### ○交通事故の状況

	H16	H17
交通事故件数	169	157
高齢者の交通事故件数	43	45



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 **人権意識の高揚**

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

全市民が、社会的身分、門地、人種、信仰又は性別による不当な差別などのない地域社会を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・人権講演会の実施
- ・人権研修会の開催
- ・人権啓発の実施

■ 現状

人権講演会や人権研修会を開催しているが、同和問題をはじめ障害者、高齢者などへの差別意識と偏見がいまだに市民の中に残留している。

■ 市民の声

- ・人権が尊重されていない
- ・人権侵害を受けたことがある
- ・高齢者の暮らし易いまちづくりができていない
- ・障害者に対する人々の理解が不十分
- ・同和地区住民への誤解した考え方が根強い

■ 課題

- ・市民の中に同和問題をはじめ障害者、高齢者などへの差別意識と偏見の解消



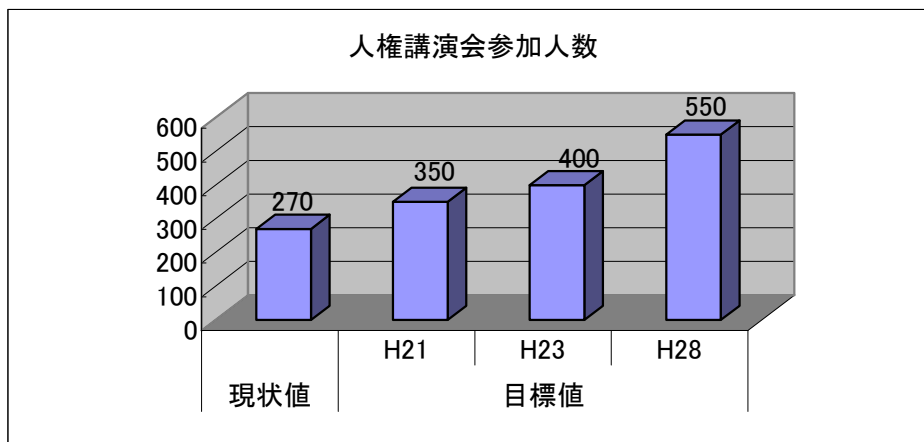
## ■ 施策の展開

・胎内市人権教育・啓発推進計画に基づき全行政分野で人権啓発活動などを実施する。

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
人権講演会参加人数	人	270	350	400	550	人権意識の度合い

## ■ データ



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

男女が社会の対等の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ共に責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指す。

■ これまでの取り組み

平成12年旧中条町において「女と男共働プランなかじょう」を策定(平成12年～平成16年)し、取り組みを実施した。

■ 現状

旧態依然とした男女という観念論が強く、施策の目的の達成のため、家庭、地域社会、職場、学校などのほか、男女それぞれの意識改革と企業、団体などへの男女平等に対する理解を得るための行動計画の策定が必要。

■ 市民の声

- ・育児中にも仕事ができるような環境づくり
- ・女性が進出しやすいような環境づくり
- ・家庭における家事・育児・介護に女性への負担が大きい

■ 課題

旧態依然とした男女という観念論を多くの市民が持っており、20代の男女を除く全ての年代で女性は家事や育児、男性は仕事という観念論があり、女性が結婚や出産の時期に職場から退職をせざるを得ないことなど、社会のあらゆる分野で男女が平等とは言い難い現代社会となっている。

## ■ 施策の展開

- ・男女共同参画社会の形成に向けた市民活動の拡大促進
- ・旧態依然とした男女という観念論を解消させるための啓発活動や広報活動などの推進
- ・女性が社会参画するための子育て支援の関係機関との連携
- ・胎内市女性行動計画の策定

## 施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
各種審議会等の女性委員の割合	%	-	現状より女性委員の登用割合を上げる			女性の社会参画の度合い(注1)

## ■ データ

### ○男女共同参画体制の計画策定状況

平成12年「女と男共働プランなかじょう」の策定

平成18年「胎内市女性行動計画」の策定

### ○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が公布・施行された。男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくことを目的としたものである。

(注1)平成18年策定の胎内市女性行動計画の中で具体的な指標および目標を設定する。

